

令和2年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要望調査の実施について

市民の皆様へ

安心して農業ができる環境を整備するため、平成23年度から実施しております鳥獣被害防止対策を引き続き来年度も取り組みます。

鳥獣被害に困っておられる集落・地域に、国からの交付金を活用し、庄原市有害鳥獣対策協議会が購入した侵入防止柵を、市内の**集落が自力施工で設置**する場合に、そのフェンス資材を貸出します。

その後、庄原市有害鳥獣対策協議会と設置主体（集落、地域、自治会、振興区など）との間で使用管理契約(14年間)を結び、地元管理とします。

■事業内容・要件

事業主体	市内の3戸以上の販売農家を含む 集落、地域、自治会、振興区（個人は対象外）	対象資材	フェンス（溶接金網） （ワイヤーメッシュ高さ120cm）
設置場所	鳥獣被害から集落・地域ぐるみで 有効的に防除の実施できる場所とし、 原則、個人所有地等への設置と します	規 格	柵（ワイヤーメッシュ） 550枚 高さ120cm×幅200cm・線径5.0mm 支柱（異形棒鋼） 1,110本 太さ13mm・長さ1500mm 結束線（ステンレス） 1,500m 線径0.8mm
事業内容	自力施工で設置する侵入防止柵の 整備	（予定）	
対象距離	設置距離 1km以上	事業期間	令和2年度

■ 要望調査期間：令和元年11月20日（水）まで

■ 提出書類：**鳥獣被害防止総合対策交付金事業 要望調査票**〔商工林業課・各支所地域振興室・東城支所にあっては産業建設室にあります〕

※調査票へは、参加戸数、設置距離、受益面積、設置予定図などが必要となります。
また、別途農作物の被害状況を聞き取りさせていただきます。

■ 注意事項

① **国の予算の都合上、要望調査票を提出されても実施できない場合があります。**

（要望調査票の提出がなかった地域については、対象とならない場合があります。）

※費用対効果を算出し効果が認められることが事業採択の必須条件となります。

② 侵入防止資材をお渡しできるのは、**令和2年9月下旬**ごろになる予定です。

③ 事業実施にあたっては、侵入防止柵設置箇所の土地所有者の土地利用承諾が必要となります。

④ 国道、県道、市道、農林道、河川敷地内には設置できません。

【問い合わせ先】

庄原市 企画振興部 商工林業課 林業振興係 Tel 73-1124（直通）

・西城支所地域振興室 Tel 82-2181

・高野支所地域振興室 Tel 86-2113

・東城支所産業建設室 Tel (08477) 2-5008

・比和支所地域振興室 Tel 85-3003

・口和支所地域振興室 Tel 87-2113

・総領支所地域振興室 Tel 88-3065

